

報告

北海道医師会「有床診療所に関するアンケート調査」の結果について

常任理事・地域医療部長 伊藤 利道

1. はじめに

全国の有床診療所（以下、有床診）が急激に減少しております。厚生省の医療施設調査によると、平成2年には23,589施設（27.2万床）あった有床診療所が、平成24年には9,934施設（12.2万床）と、4割にまで減少しました。道内においても、平成2年の1,187施設から平成24年489施設へと、やはり4割まで減少しております。

当会では、道内の有床診療所の現状を知るために、平成25年8月にアンケート調査を実施しましたので、その結果を報告します。対象は、道内の全有床診療所458施設であります。平成25年8月12日（月）にアンケートを発送し、8月31日（土）回答締切としました。図1は実際のアンケートはがきです。できるだけ多くの有床診に回答していただくために、

質問事項を絞り、返信用はがきにて簡単に回答できるようにしました。

2. 結果

回答数は353で、回収率は77.1%（353/458）と高く、有床診の先生方の関心の高さを示していると思われました。アンケートにご協力いただきました有床診の先生方には、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

1) 質問1. 所在地（保健所単位の施設数）

回答をいただいた施設は353施設で、内訳は市立函館25、渡島5、江差4、八雲1、札幌市120、江別8、千歳13、小樽市16、倶知安8、岩内1、岩見沢16、滝川8、深川0、室蘭9、苫小牧13、浦河1、静内3、旭川市33、上川5、名寄3、富良野3、留萌3、稚内1、北見14、網走3、紋別3、帯広21、釧路10、根室1、中標津2という結果でした。

2) 質問2-1. 届出病床数（図2）

届出病床数は合計5,551床で、一般病床が4,858床（87.5%）、療養病床が693床（12.5%）でした。

3) 質問2-2. 病床稼働状況（図3）

病床が稼働している施設は218施設（73.6%）、休床中が78施設（26.4%）でした。

平成25年8月
北海道医師会「有床診療所に関するアンケート調査」【はがき】
医療機関名
1. 所在地の市町村名
2-1. 届出病床数
一般床、医療療養床、介護療養床
2-2. その病床は 稼働している 休床している
3. 自院の20分圏域内に他の
診療所が 有 無
病院が 有 無
老人保健施設が 有 無
4. 地域に訪問看護ステーションが 有 無
5. 訪問看護を している していない
→将来 行う 行わない
6. 管理栄養士を
雇用している 雇用する予定 雇用は困難
→平成24年度改定前から 平成24年度改定後から
7. 医師会への加入
郡市医師会 北海道医師会 日本医師会
8. 北海道有床診療所協議会に
加入している 加入を検討 加入しない
ご協力いただきありがとうございます。

図1 アンケートはがき

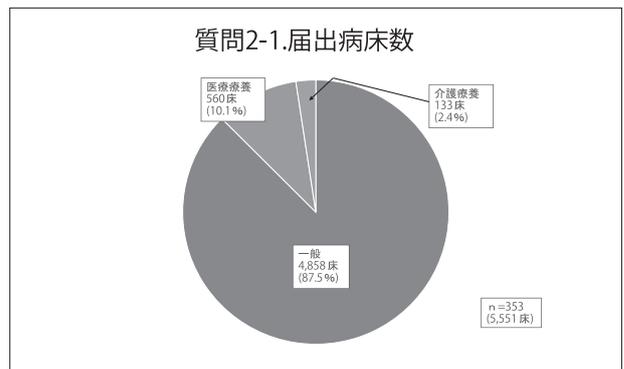


図2

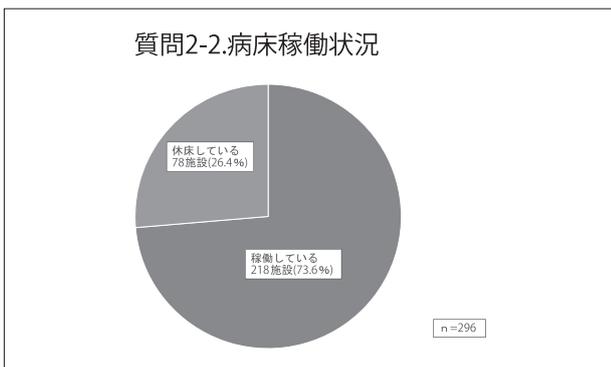


図3

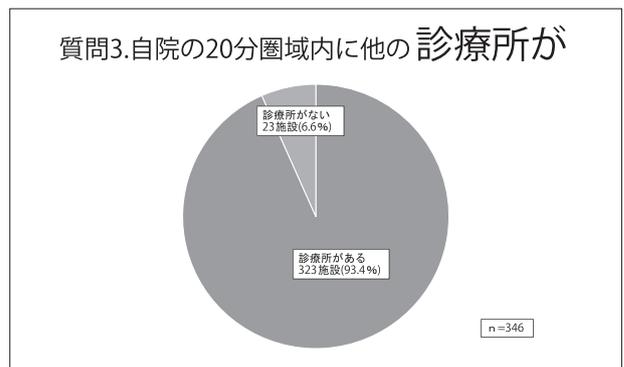


図4

4) 質問3. 20分圏域内の他の医療機関の状況 (図4、図5、図6)

自院の20分圏域内に他の診療所がある施設は323 (93.4%)、ない施設が23 (6.6%) でした。自院の20分圏域内に病院がある施設は315 (91.6%)、ない施設が29 (8.4%) でした。自院の20分圏域内に老人保健施設がある施設は311 (90.7%)、ない施設が32 (9.3%) でした。

5) 質問4. 訪問看護ステーションの有無 (図7)
地域に訪問看護ステーションがある施設は290 (87.9%)、ない施設は40 (12.1%) でした。

6) 質問5. 訪問看護しているかどうか (図8、図9)
訪問看護をしている施設は30 (8.7%)、していない施設は316 (91.3%) でした。現在、訪問看護をしていない施設で、将来行うとの回答は27施設 (9.4%)、将来も行わない施設は259 (90.6%) でした。

7) 質問6. 管理栄養士について (図10)
管理栄養士を「雇用・雇用予定」は130施設 (38.1%)、「雇用困難」は211施設 (61.9%) でした。

8) 質問7. 医師会への加入 (図11)
有床診療開設者346名中、郡市医師会にのみ加入している開設者が22名 (6.4%)、北海道医師会まで加入している開設者が40名 (11.6%)、日本医

師会まで加入している開設者が284名 (82.0%) でした。

9) 質問8. 北海道有床診療所協議会への加入状況 (図12)

北海道有床診療所協議会に加入している開設者が68名 (20.9%)、加入を検討している開設者が82名 (25.1%)、加入しないとの回答が176名 (54.0%) でした。

3. 北海道の有床診の現状と課題

全国的に有床診は急激に減ってきており、道内においても年平均30施設ずつ無床化ないしは閉院となっております。さらに26.4%の施設が休床中であり、これらの施設も再稼働できない可能性が高いと思われます。平成25年11月に出されました日医の「有床診療所に関する検討委員会」の答申でも述べられているとおり、「有床診療所を巡る最大の問題は、著しく低い入院基本料である」ことは、多くの医師会員も認識していることと思います。日医総研の行った有床診療所現状調査において、29.5%の施設が赤字であると回答しており(平成23年は26.3%)、有床診のさらなる経営の悪化が、有床診の減少に拍車をかけていることがうかがえます。

20分圏域内に他の医療機関や老人保健施設がない有床診はいずれも10%以下でした。他の診療所・病院・老人保健施設すべてが20分圏域内になく、訪問看護ステーションもないところは5施設 (訪問看護をしている2施設、していない3施設)、前記の3

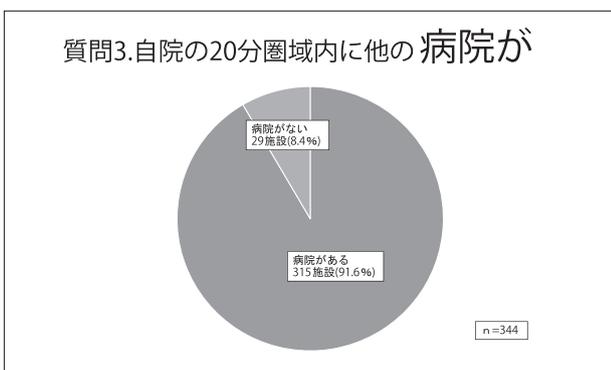


図5

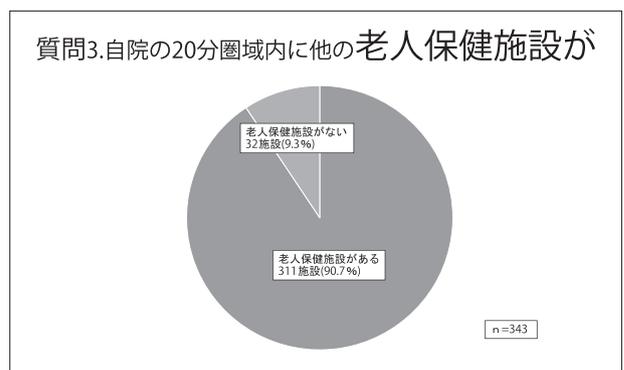


図6

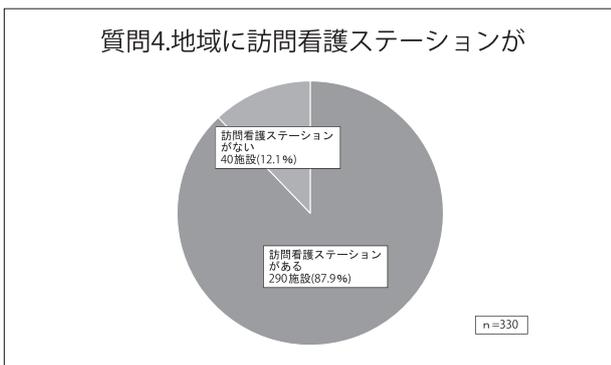


図7

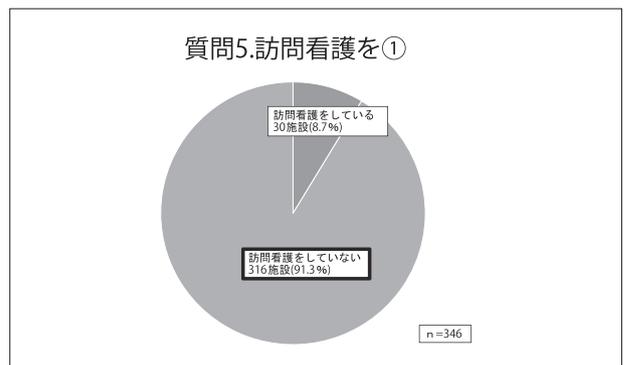


図8

施設すべてが20分圏域内になく、訪問看護ステーションがあるところは4施設（訪問看護をしている1施設、していない3施設）でした。医療・介護の資源の少ないところでは、有床診が在宅医療の担い手として期待されるわけですが、医療機関が訪問看護ステーションなどの介護事業も運営するのは、簡単ではない地域の状況があるのかもしれません。

平成24年度の診療報酬改定において、管理栄養士の配置が入院基本料の算定要件とされ、全国の有床診療所に大混乱をもたらしました。平成24年3月31日時点で栄養管理実施加算の届出を行っていない有床診は、平成26年3月31日までは猶予される経過措置が設けられました。今回のアンケートでは「雇用は困難」との回答が60%以上あり、管理栄養士の配置が、道内有床診にとって、経営を続行できるかどうかの大問題であることが分かります。幸い、先般、管理栄養士は従来通り加算として取り扱われることが決まり、この問題の解決が図られました。今後、このような実態を無視した診療報酬改定が行われないう注視する必要があります。

北海道の有床診の特有の課題として、北海道有床診療所協会（以下、協会）への加入率の低さが挙げられます。回答のあった開設者326名のうち、協会に加入している開設者は68名（20.9%）に過ぎ

ません。同協会は全国有床診療所連絡協会・日医と連携して活動しておりますが、何としても大幅な加入率のアップが望まれるところです。幸い、加入を検討している開設者が82名（25.1%）とかなり多数おられますので、協会としましては、協会の会員増強、さらには協会の活性化を目指して、協力していきたいと考えております。

4. 終わりに

昨年の福岡での有床診の火災事故では、多くの犠牲者が出ました。火災が大きくなった原因の一つに有床診の防火設備の不備が挙げられておりますが、現在の診療報酬では、有床診が十分な防火設備を持つことはきわめて困難であると思えます。

国は、有床診は在宅医療の体制構築に関して大きな役割を担うと説明しておりますが、まず入院の診療報酬だけで黒字になり、健全な運営ができるように、迅速に対応する必要があります。道医としましては、地域医療において、今後ますます重要な役割を担う有床診の減少を食い止めるため、北海道有床診療所協会と連携・協力して活動していきたいと考えておりますので、会員の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

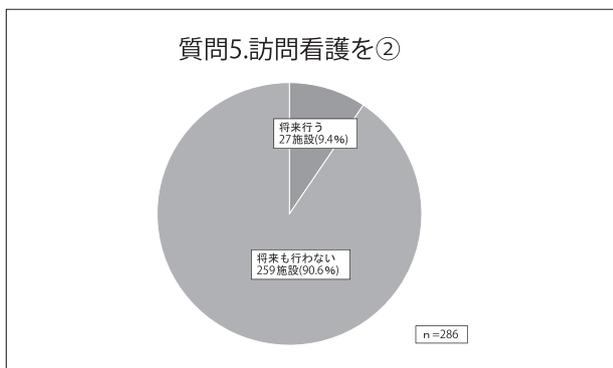


図9

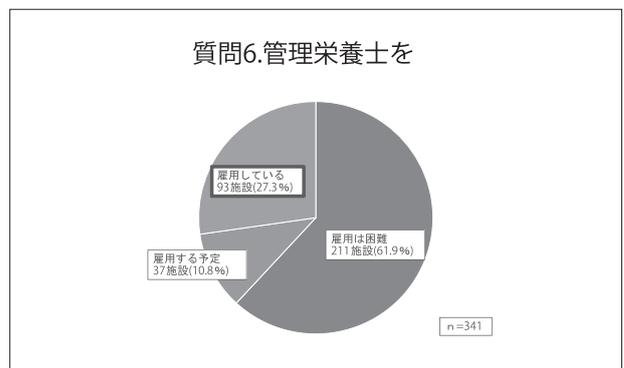


図10

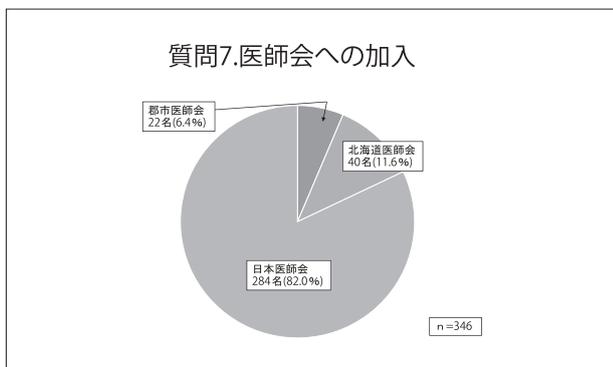


図11

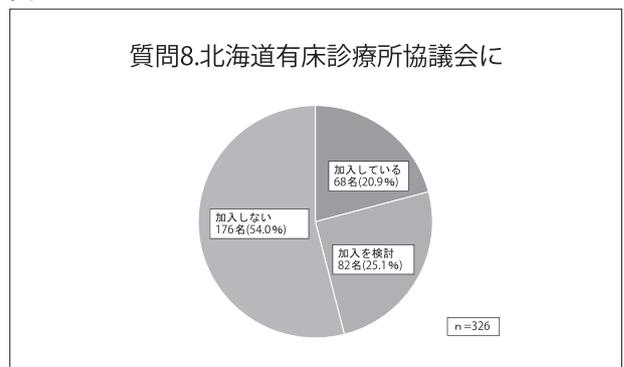


図12

有床診療所の管理栄養士配置義務化に関する緊急アンケート調査－平成25年9月実施－の結果報告

常任理事・地域福祉部長 林 宏一

道内の届出有床診療所数は458件であり、病床数は7,164床に達する（但し、自衛隊診療所は除く）。

今回、平成24年の診療報酬改定で、それまでの栄養士による栄養管理実施加算（12点）の廃止とともに、入院基本料（11点）算定要件の義務化として、管理栄養士の雇用が明記された。

しかしこれも、平成26年3月までの激変緩和猶予期間が設定され現在に至るが、残された期日も刻々とせまり、早急に各有床診療所の今後の対応が求められる。

従って、北海道医師会では、有床診療所における管理栄養士の雇用状況を含め、現状と今後の展望、問題点について緊急アンケート調査（図1）を行った。設問は自由記載も含め15問とした。

アンケート郵送施設458施設のうち、返答いただいた287施設（回答率62.66%）の地域別内訳は図2（P24）のごとくであった。

経営母体は、医療法人が199施設（70.1%）、個人51施設（17.9%）、公的24施設（8.5%）、公益法人5施設（1.8%）およびその他となっている（n=284）。

アンケート回答での病床区分は、一般4,044床（88.4%）、次いで医療療養389床（8.5%）、介護療養140床（3.1%）で合計4,573床であり、この病床の稼働状況は、全床稼働179施設（64.6%）3,099床、休床中は65施設（23.5%）となっている。

これらの病床での栄養士による献立、カロリー計算を含む栄養管理指導を施行していた（平成24年4月改定まで）施設はわずか48施設（17.9%）であった。

平成25年9月現在で入院実績の食事提供は241施設（85.8%）が行っており、その食事提供状況は図3（P24）に示した。

自院の職員による調理が157施設（67.7%）であるのに対し、業者委託は66施設（28.4%）で行われている。当然自院の厨房設備を用い、自院での提供で

[北海道医師会・平成25年9月]

北海道の有床診療所における管理栄養士配置に関する緊急アンケート

- 貴院の所在地はどの医療圏域ですか。
 ①南渡島 ②南檜山 ③北渡島檜山 ④札幌 ⑤後志 ⑥南空知 ⑦中空知 ⑧北空知
 ⑨西胆振 ⑩東胆振 ⑪日高 ⑫上川中部 ⑬上川北部 ⑭富良野 ⑮留萌 ⑯宗谷
 ⑰北網 ⑱遠紋 ⑲十勝 ⑳釧路 ㉑根室
- 貴院の経営母体について、当てはまるものに○をつけてください。
 ①国及びそれに準ずるもの ②公的医療機関(道・市町村・日赤・厚生連) ③社会保険関係団体
 ④公益法人 ⑤医療法人 ⑥私立学校法人 ⑦社会福祉法人 ⑧医療生協 ⑨会社
 ⑩その他法人 ⑪個人
- 貴院の病床数について、記入してください。
 ①一般病床 _____ 床
 ②医療療養型 _____ 床
 ③介護療養型 _____ 床
- 貴院の病床の稼働状況についておたずねします。
 ①届出病床数が稼働している。
 ②届出病床数のうち _____ 床が稼働している。
 ③現在、休床中。
- 栄養管理実施加算（平成24年4月改訂で削除）を以前に算定していましたか。
 いずれかに○をつけてください。
 ①算定していた。
 ②していなかった。
- 貴院での入院患者の食事提供についておたずねします。
 (1) 貴院では入院食の提供をしていますか。当てはまるものに○をつけてください。
 ①食事提供をしている。⇒(下記2)・(3)へお進みください
 ②提供をしていない。
 (2) 食事提供の状況についておたずねします。当てはまるものに○をつけてください。
 ①自院の施設で自院の職員が調理して提供
 ②自院の施設で給食委託業者が調理して提供
 ③配食サービス(弁当類)を利用してそのまま提供
 ④その他
 (3) 食事の献立立案者について、当てはまるものに○をつけてください。
 ①自院の調理師 ②自院の栄養士 ③自院の管理栄養士 ④給食委託業者
 ⑤その他 []
- 特別食加算の算定をしていますか。いずれかに○をつけてください。
 ①算定している。
 ②していない。
- 一般病床での入院時食事療養はどちらを算定していますか。
 当てはまるものに○をつけてください。
 ①入院時食事療養 I
 ②入院時食事療養 II
- 医療療養型病床での入院時生活療養はどれを算定していますか。
 当てはまるものに○をつけてください。(医療療養病床を有する診療所ののみ)
 ①入院時生活療養 I
 ②入院時生活療養 II
- 貴院の管理栄養士・栄養士の配置について、当てはまるものに○をつけてください。
 ①管理栄養士を配置している。
 ②栄養士を配置している。
 ③給食委託業者に任せている。
- 貴院の雇用形態について、当てはまるものに○をつけてください。
 ・管理栄養士 → 常勤 → 1. 直接雇用, 2. 派遣 (日間勤務/週)
 非常勤 → 1. 直接雇用, 2. 派遣 (日間勤務/週)
 ・栄養士 → 常勤 → 1. 直接雇用, 2. 派遣 (日間勤務/週)
 非常勤 → 1. 直接雇用, 2. 派遣 (日間勤務/週)
- 平成26年以降の入院基本料申請のための管理栄養士の雇用について、当てはまるものに○をつけてください。
 ①現在、管理栄養士を雇用しているのではない。
 ②今後、管理栄養士を直接雇用して届出する。 → (1) 常勤で雇用したい
 (2) 非常勤で雇用したい
 ③今後、委託業者の管理栄養士名で届出する。
 ④雇用できる管理栄養士がいない。
 ⑤管理栄養士の人件費を考えると有床診療所としての経営は無理。
- 平成26年以降の有床診療所運営についておたずねします。当てはまるものに○をつけてください。
 ①管理栄養士を雇用して続ける。
 ②管理栄養士を雇用しないで有床病床を廃止する。
 ③現在検討中。
- 栄養士による食事提供および栄養管理で不満を感じた事があれば記入してください。
 []
- 診療報酬改訂(管理栄養士雇用義務)に関しまして、ご意見等をご自由にご記載ください。
 []
 施設名をご記載ください。
 []

ご協力、誠にありがとうございました。

図 1

ある提供食事献立作成は、自院によるものが42.8%、残り半数は業者委託されている(図3)。

また、特別食(糖尿、腎臓食など)加算は、75%(192施設)で算定されていない。これは、入院時食事療養(I)または、入院時生活療養(I)の届出を行った保険医療機関において、食事箋に基づいて提供された時に算定が可能で、特別食の献立表が作成されている必要がある。この入院時食事療養の算定要件は、毎日の検食や配膳時間、保温食器等を用いた加温の食事提供が定められている。入院時食事療養(I)の算定施設は83施設(39.5%)に過ぎない。

さて、本稿の主題である管理栄養士の現状についてはどうであろうか。

次の設問は、図5から図7に示すように管理栄養士および栄養士の雇用状況についてである。雇用の全体像を図5に示した。このうち管理栄養士を自院で直接雇用(常勤)している施設は48施設あったが、図5の数字と図6のn数が一致していない。これは、給食委託業者に雇用されている管理栄養士がどのような雇用立場になっているのか把握が正確でないと推察される。

一方、非常勤でも21施設が雇用形態をとっており(図6)、栄養指導の時や献立表の提示、または行政の監査時の立合いなどに活用していると思われる。これら管理栄養士を雇用している施設が北海道のどの地域に偏在しているのかを表1に示した。図6での回答をいただいた82施設の内訳では、いずれも札

幌市のみが突出しており、旭川市を含む上川中部圏域と意外にも後志圏域が9施設となっていた。さらに、栄養士においても、管理栄養士の時とほぼ同様の雇用形態を示している。

このような現行の保険点数上の運営も平成25年度で終了となり、平成26年4月より当初の厚生労働省における計画のごとく入院基本料に組み込まれ、施設運営の人員規準として運用される事を念頭に、管理栄養士の雇用についてその見通しと現時点での対応(あくまでも予想)について、設問を重ねた。

この設問に管理栄養士の雇用では、“その雇用件数を考えると有床診療所の経営は困難”が73施設(25.9%)。“雇用できる管理栄養士がいない”が59施設(20.9%)あり、132施設(46.8%)で経営の継続の困難を示している(P26図8)。

しかし、管理栄養士を何らかの形で雇用し、積極的に運営を継続しようと考えている施設も合わせて150施設(53.2%)となっている(P26図8)。

これらのことを踏まえて、次の平成26年度以降の診療所運営の意向を図9(P26)から見ると、現在検討中が116施設(48.3%)あり、廃止を考えているが28施設(11.7%)、管理栄養士を雇用して経営を継続するのが96施設(40.0%)となっている。

前問で管理栄養士をすでに雇用していると回答した64施設を考えると、今後32施設程度が新たに積極的雇用を考えているものの、検討中の施設においては、大半が廃止を検討している実態が明確になっている。

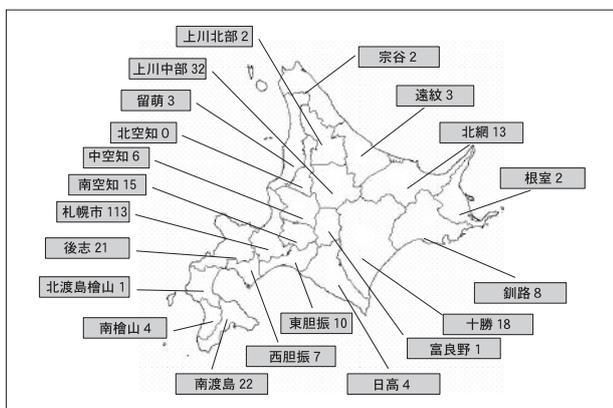


図2

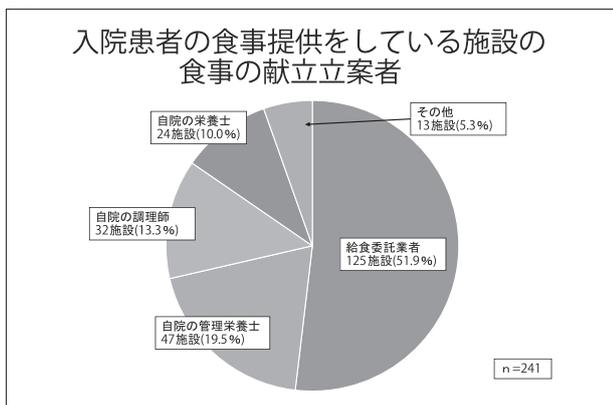


図3

表1 雇用形態について 21医療圏別

～管理栄養士～	常勤		非常勤		計
	直接	派遣	直接	派遣	
南渡島	4	0	2	0	6
北渡島檜山	0	0	0	0	0
南檜山	0	0	0	0	0
札幌市	15	1	13	6	35
後志	8	0	1	0	9
南空知	4	0	1	1	6
中空知	1	0	1	0	2
北空知	0	0	0	0	0
西胆振	1	0	0	1	2
東胆振	3	0	0	0	3
日高	0	0	0	0	0
上川中部	7	0	0	2	9
上川北部	0	0	0	0	0
富良野	0	0	0	0	0
留萌	1	0	0	0	1
宗谷	1	0	0	0	1
北網	1	0	1	1	3
遠紋	0	0	0	0	0
十勝	1	0	1	1	3
釧路	1	0	1	0	2
根室	0	0	0	0	0
合計	48	1	21	12	82

もちろん、新たな入院時食事療養の設定により、その動向が変化するであろうことは言うまでもない。

以前の栄養士らによる栄養管理実施加算を算定していた施設は前述の48施設(17.9%)だったが、あえて管理栄養士でなければその献立や食事栄養指導において、不満を感じたか否かについては、自由記載で返答をいただいた(P26図10)。

有床診療所において、特別食加算の算定は75%で行っていない、その入院期間中における管理栄養士の必要性は感じられない。

最後の設問になったが、これも自由記載で次回の診療報酬改定に際して、管理栄養士雇用義務化に関するご意見をいただいた(P26図11)。

厚生労働省は全国の有床診療所の存在をどのように考えているのだろうか。著しく低い入院基本料の設定は、介護施設より低額であり、医師や看護師の存在を否定しているかのようにさえ思える。

日本医師会は横倉会長からの諮問「有床診療所を巡る諸問題と具体的方策—地域医療再興のための連携強化として」を受け、有床診療所に関する検討委員会が答申(11月19日)している。遡る平成24年9月に同委員会は「中医協における有床診療所の入院基本料検討に関する要望」を取りまとめ、先に会長に提出している。

これらは有床診療所が抱える問題について、現状分析とその対策についての検討を重ね、取りまとめられたものである。

これらによると管理栄養士問題として、平成25年8月の中医協の入院料等の調査・評価分科会「中間とりまとめ」において、有床診療所については「管理栄養士の確保が進んでいないことから、これを踏まえた対応とする必要がある」とされているが、その一方で「有床診療所の入院患者は高齢者の割合が高く、栄養管理が必要な患者も含まれることから、例えば、包括から除外して評価することとしても、他の医療機関や栄養士会等との地域連携で栄養管理を行うことを検討する必要がある」と書かれている。

しかしながら、有床診療所には産婦人科(母体保護法指定医要件として医療施設は原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備および分娩を行う体制を有すること)や眼科、耳鼻科および整形外科など、栄養管理が必要な疾病ではない入院患者が大半を占める診療所もあり、その指摘は必ずしも当てはまらない。また、地方では管理栄養士がそもそもいないということも十分考慮してほしい。

入院基本料の算定要件から外すことを早急に決定し、有床診療所に周知しなければ、無床化する施設が出てしまう。迅速な対応が必要である(前述の日本医師会委員会答申19ページ)としている。

今回の緊急アンケートでは、全国の他地域では経験し得ない北海道特有の冬期間の降雪と厳寒という地域特性を踏まえて、地域に密着した医療施設として活躍している有床診療所が、この管理栄養士問題

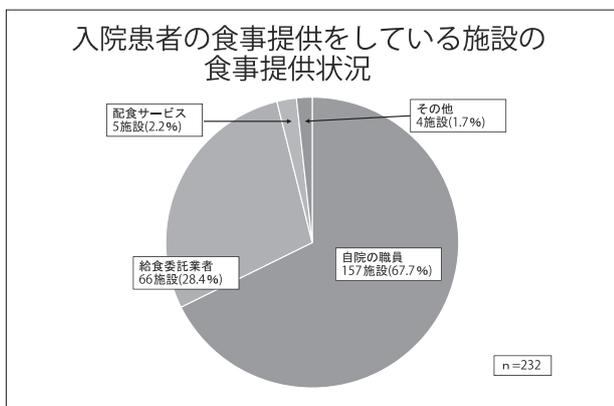


図 4

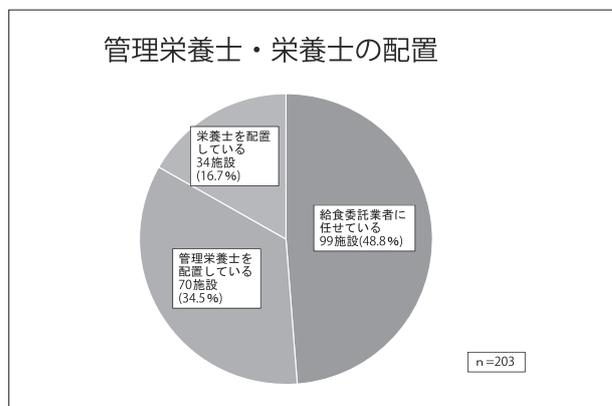


図 5

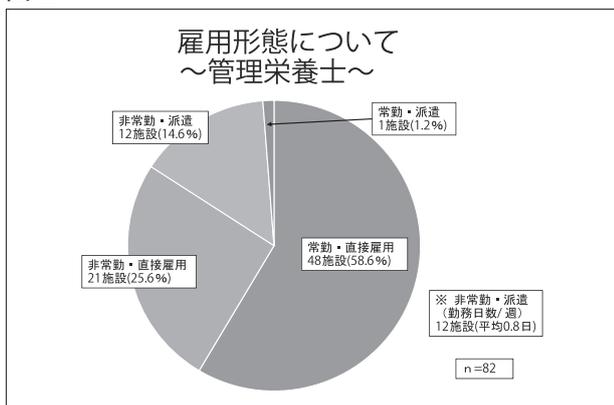


図 6

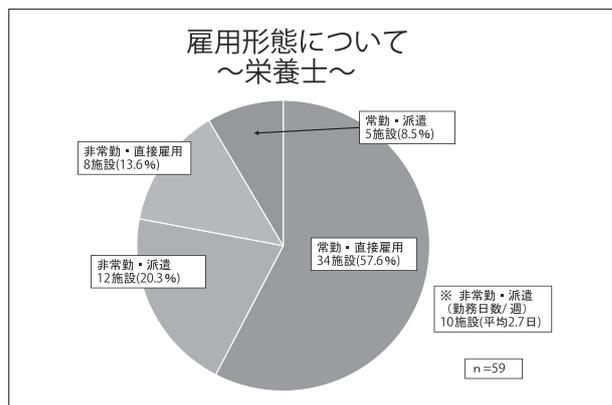


図 7

を契機として、急激に減少することが危惧されたため、有床診療所を運営する管理者の9月時点での「腹の内」を調査する目的で行った。

また、当事者である管理者にも十分な直近にせまった問題に対する危機意識を惹起する意味も含めて行っている。すみやかにご返答いただき貴重なご意見をいただいた諸氏に感謝申し上げます。

データは北海道医師会の行政に働きかける基礎データとして活用する(今までこの件に関するデータは医師会として持ち得てなかった)ことはもちろんであるが、広く一般市民にも積極的に情報公開し、現状を知ってもらう必要がある。せっかくのデータを北海道医報での紙上報告のみで終わっては何の意味もない。

当会では、地域医療部が中心となり、与党議員(自民党は平成25年10月7日、公明党は同年11月9日)との政策懇談会にもこの問題を提起し、積極的にアピールしている。

しかし、議員(国・道)には、「何のことやら分からない」方も多数おり、地道なかつ早急な啓蒙運動が必要である。北海道の先に述べた地域特性を考慮すると札幌、旭川や函館などいわゆる北海道の都市部を除く地方や過疎地域においては、北海道独自のルールを設定しても良いのではと小職は思っている。

一方、マスコミでは、平成24年11月に北海道保険医会が行った、「管理栄養士配置義務化」に関する緊急アンケートの結果より北海道新聞では、紙上にて

“地域医療への影響懸念”の見出しで、その後も“管理栄養士地方で不足”として紙上報道している。

NHK釧路放送局の報道を担当している斉藤記者は早くからこの問題に着目し、独自に平成25年9月13日「ネットワークニュース北海道」において主に釧路地区の現状を、さらに同年12月16日には、今回の北海道医師会アンケートの結果を一般の方にも分かりやすく全道版で報道しているので、ご覧いただいた方も大勢いらっしゃると思う。

地域に根ざしたわが国特有の医療施設とも言える有床診療所は、厚生労働省がその構築を目指している「地域包括ケアシステム」にとって、なくてはならない施設として位置付けられているのに、なにゆえ“真綿で首をしめつける”ような施策を打ち出すのか、全く理解に苦しむ。

この問題の後発生した、福岡での有床診療所火災事故による今後のスプリンクラー設置義務の可能性を考慮すると、何年か後には有床診療所は全く、あるいはごくわずかししか、残っていない可能性も大いに示唆される。

北海道における有床診療所が継続して、余裕を持って運営可能となるよう、皆様方の増々のお力添えを切にお願い申し上げます。

※尚、アンケートの各項目における数字が一致していないのは、各設問での回答に未記入があるためである。

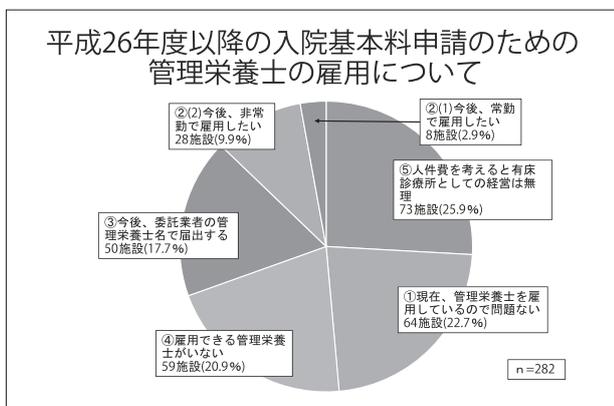


図 8

- 栄養士による食事提供および栄養管理で不満を感じた事
- ・診療所は栄養士でも問題ないと思う
 - ・管理栄養士は必要ない
 - ・管理栄養士の仕事がない
 - ・委託業者に任せていて問題ない
 - ・食事のボリュームが日によって違う
 - ・地方に栄養士がない
 - ・管理栄養士の人件費と収入のバランスがとれていない
 - ・単価が低すぎる
 - ・個人に合った食事の提供が難しい
 - ・栄養士・管理栄養士の雇用が困難

図10

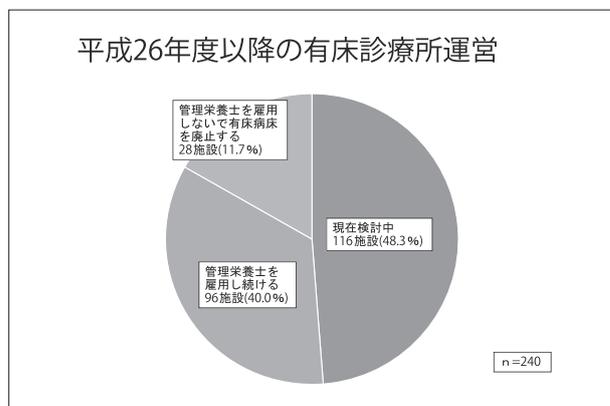


図 9

- 診療報酬改定(管理栄養士雇用の義務)に関する意見等
- ・食事提供しておらず、栄養士をつける意味がない
 - ・管理栄養士を置いても仕事は無い
 - ・雇用義務をやめてほしい
 - ・有床病床を廃止したいが、行き場のない患者のために続けている
 - ・管理栄養士が少ない地方にとって、義務化は死活問題
 - ・管理栄養士の人件費は、経営的に困難である
 - ・管理栄養士雇用義務を科目別にすべきである
 - ・欠員時の補充が心配である
 - ・費用対効果を考えると全く必要性がない
 - ・加算方式に戻してほしい
 - ・当初は不満だったが、募集の際多くの応募があり、改定に肯定的になった
 - ・委託業者の管理栄養士でも可能としてほしい
 - ・国の方針と医療機関の現状がかけ離れている

図11